

真岡市空き店舗活用ガイド



魅力ある商店づくりと
空き店舗の活用を支援します！

◆問合せ◆

真岡商工会議所

〒321-4305 真岡市荒町1203

TEL:0285-82-3305

FAX:0285-82-7967

にのみや商工会

〒321-4521 真岡市久下田848-5

TEL:0285-74-0324

FAX:0285-74-2737

真岡市中心市街地空き店舗活用事業

○空き店舗活用事業

中心市街地の空き店舗に、自ら新たに出店する事業者に対して、改装費と賃借料を補助します。

改装費補助

60万円まで

補助対象経費の50%

店舗等を改善するための改装費や、店舗部分と住居部分を分離するための費用、店舗と一体となって使用する備品など

補助限度額

補助率

補助対象経費

家賃補助

月3万円まで

家賃の50%

空き店舗の賃借料(補助期間:開業した日の属する月から12月)

○コミュニティ施設等活用事業

コミュニティ団体や商店街団体が、休憩所や多目的ホールなどコミュニティ施設として、または商店街の不足業種補完のための活動拠点として空き店舗を活用する場合、改装費と賃借料の一部を補助します。

改装費補助

60万円まで

補助対象経費の75%

店舗等を改善するための改装費や、店舗部分と住居部分を分離するための費用、店舗と一体となって使用する備品など

補助限度額

補助率

補助対象経費

家賃補助

月3万円まで

家賃の75%

空き店舗の賃借料(補助期間:開業した日の属する月から36月)

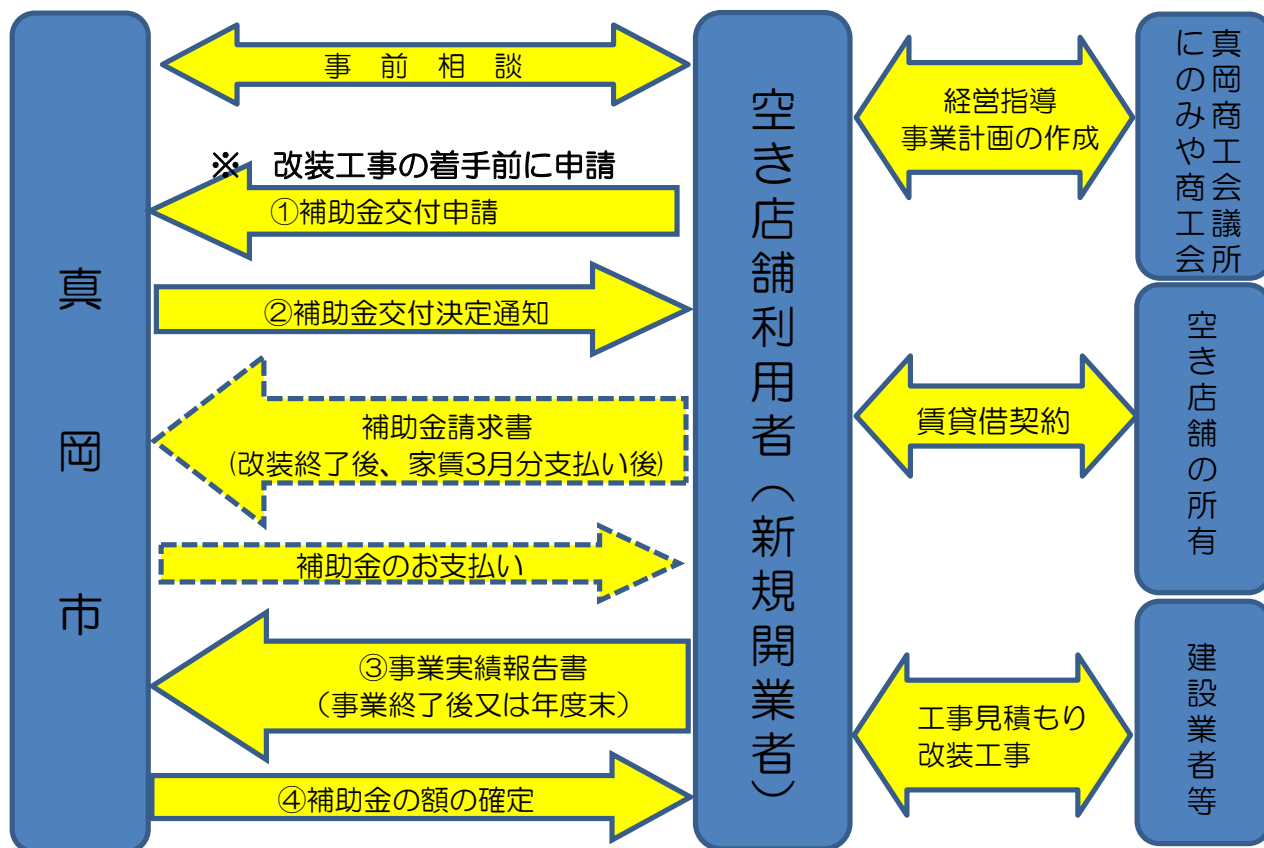
■申請方法

所定の申請書(真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付申請書)及び添付書類を、市商工観光課商工業係窓口(☎83-8134)に提出してください。申請用紙は、市商工観光課窓口に来ていただくか、真岡市ホームページ(<http://www.city.moka.lg.jp>)からダウンロードできます。

※注意事項

- 着手後及び賃貸契約後の申請は、補助の対象となりませんので、必ず事前に問い合わせください。
- 空き店舗や補助対象の条件、業種の制限があります。
- 出店にあたって、商工会議所または商工会の経営指導を受け、事業計画書が必要となります。

空き店舗等活用事業補助金交付までの流れ



『真岡市融資制度』を活用した際の保証料を補助します

市の商工振興資金うち「創業資金」の融資を受けて新たに空き店舗へ出店する場合、栃木県信用保証協会の保証料の全額を補助します。

■真岡市商工振興資金

創業資金：融資限度額＝500万円、返済期間＝5年以内、利率＝年1.5%

■申請方法

市内の商工振興資金取扱金融機関窓口にて、相談の上お申し込みください。

空き店舗をお持ちの方へ

『空き店舗バンク』をご利用ください

「空き店舗バンク」は、空き店舗を利用しお店を開きたい方へ情報を提供するサービスです。真岡市の中心市街地の活性化を図るため、空き店舗対策に取り組んでいる真岡商工会議所及びにのみや商工会が、市と連携しながら情報発信を行っています。

中心市街地にある空き店舗等を所有している方で、賃貸をお考えの方は、ぜひ登録をお願いします。